

村上海賊三家の本拠地である芸予諸島。因島村上氏は本州側、能島村上氏は中央、来島村上氏は四国側の航路を熟知していたため、海の関所を設けて瀬戸内海の東西交通を支配しました。なかでも来島海峡は、「一に来島、二に鳴門、三と下って馬関瀬戸」といわれるほど潮の流れが速く、難所として知られていました。その来島に比べ、因島と向島間の布刈瀬戸を通して三原市の沿岸を進み、大三島と大崎上島の間を抜ける三原瀬戸航路は、距離は15km長いものの流速が半分程度のため、速力が遅い船舶でも航行できました。

こうして三原瀬戸航路には、明治27年(1894)に大浜埼灯台をはじめ、9つの航路標識が設置されましたが、三原瀬戸は航路が狭いうえに屈曲しており、加えて明治後期になると年々通行量が増加し、海難事故が多発するようになりました。そこで明治43年(1910)4月、船舶の動向と潮流の方向、緩急を予知して航行の安全を図る船舶通航・潮流信号所が大浜埼に設置されました。わが国初は関門海峡で、前年に設けられています。

しかし、船舶の動力性能が向上し、小型船で来島海峡が航行できるようになると、三原瀬戸の通行量は減少し、昭和29年(1954)に信号所は閉鎖されました。続いて5年後に灯台は無人化され、昭和37年に大浜埼航路

標識事務所は廃止となりました。幸い船舶通航信号所の建物は残っていたため、昭和61年に因島市(現尾道市)が大浜埼灯台資料館として開館させました。

船舶通航信号は布刈瀬戸を西進、東進する船舶に、対向する船舶の位置を3つの海域に分け、塔の左右に取り付けられた3枚の羽根板に、黒地に白色の○、△、□の記号を表示させてその位置を知らせるものです。1つの塔には1種類の記号か白しか表示できないため、3つの塔が作られました。羽根板の表示の切り替えは、信号所内の一室に設けられたシンダーを回転させることで、建物内に張り巡らされた鋼索を伝わり、歯車を介して羽根板を180°回転させます。

残念なことに現在は塔屋、羽根ともにすべて白く塗られているため、往時の機能を知ることできません。レーダーやGPSによって船舶の位置を把握できる今日からすれば、アナログなシステムですが、布刈瀬戸に向かって毅然と立つ信号所は、海の安全を守った人々の熱い思いを感じさせてくれます。

■位置図



潮流信号機
昼間、黒色長方形板と紅色円形板で潮流の方向を示し、夜間は大浜埼灯台から潮流に合わせた光を出して船舶に知らせた。



選奨土木遺産「旧大浜埼船舶通航潮流信号所」と大浜埼灯台が見守る布刈瀬戸



通航信号塔
屋根の上に円錐屋根を載せた角塔が3つ並ぶ



布刈瀬戸に架かる因島大橋